

(様式)

行政手続法・行政手続条例に基づく不利益処分に係る処分基準

		所管課室名	医務課	整理番号	4-6-17
処分の種類	医療法人の設立認可の取消(不開設等の場合)				
根拠法令等・条項	医療法第65条				
処分の概要	医療法人が成立した後又はすべての病院、診療所及び介護老人保健施設を休止若しくは廃止した後1年以内に正当の理由がないのに病院、診療所又は介護老人保健施設を開設しないとき、又は再開しないときは、設立の認可を取り消すことができる。				
処分基準	「成立した後1年以内」とは、登記した日から起算する。 また、「正当な理由」があるかどうかは、個々具体的に判断するが、例えば天災等不測の事態のため、1年以内に開設等できない場合には正当な理由ありと認める。				
基準の制定根拠	医療法人制度の解説(日本法令 H6.2.20)				